

巻頭言

協同労働で社会を変える。自信と誇りを携えて今こそ船出の準備を！

藤井 恵里 (ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン代表)

1年前の2020年2月22日-23日、名古屋でワーカーズ・コレクティブの全国会議を430名を超える参加者、リアルで開催した。新型コロナウイルスの感染拡大が心配され始め、開催が危ぶまれた中、奇跡といっても良いくらいのタイミングでの開催でした。

この未知のウイルスの影響が、あまねく広がり、想定していなかったことが私たち協同労働の現場でも起きた。営むことを自粛せざるを得なくなり、持続可能な地域社会づくりのために地域の中で、奮闘してきた事業所は自らの持続可能性を問われることになりました。給付金や助成金も受けられない事業所もあります。

そんな中でも、雑草のように踏まれても倒れず、いつでもどこにでも出現してきた協同労働の芽は、柔軟に新しい生活様式に対応すべく、新しい事業のあり方をみんなで話し合い変化し続けています。転んでもただでは起きません。そこには、これまで地域に住み暮らす人々と「このまちでともに生き、ともに働く」ことを目指し、ただひたすらに「困りごと」を見つけては解決する術を考え、世の中に対して正直に、たすけあい支え合うことで非営利の市民事業として発展させてきたという自信と誇りがあるからだ

と思います。

そんな、現場の自信と誇りが後押しとなり労働者協同組合法が成立しました。新聞社のインタビューで、初めて提案された法案の目的の文案を見て「鳥肌が立った」と答えさせていただきましたが、それは現場の実践と声が伝わった!!と瞬間的に感じたからでした。

ワーカーズ法は2022年度中の施行に向けて準備段階に入りました。

法制化を目指した運動は、協同労働を表す法人格を作ることだけが目的ではなく、そういった働き方が世の中で認知され、拡がり、おおぜいの市民が主体となり参加し、豊かな社会に作り変えることこそが目的です。

協同の発見338号(2021年1月号)の巻頭言で古村伸宏労協連理事長も労働者協同組合の魂は第1章総則(目的)第1条に凝縮されていると書いています。

条文にある目的の魂と40年間の時をかけて熟成してきた「協同労働」の魂が一致しているかが今後、問われます。

例えば条文にある「出資・意見反映・従事」についてです。

「出資する」

このことは、単に資金調達という意味に止まらず、所有者を意味します。一人

ひとりがオーナーの意識をもって職場づくりや事業に責任が持てているのでしょうか？

「意見反映」

意見を言う、聞くということよりも、それ以前にみんなが意見を言える、尊重と配慮がはたらく職場環境でしょうか？

「従事(労働)」

ワーカーズ・コレクティブの中には「自己雇用」という言葉があります。事業所のオーナーである自分が自分を雇うことになるわけで、事業所の理念や目的にあった働き方(労働)ができていますでしょうか？

私たちにとって、「出資・意見反映・従事」は当たり前すぎて振り返ることをこれまでしてこなかったのではないのでしょうか。法定を機に、これまでの協同労働の実践を振り返る良い機会と捉え、丁寧に振り返り、施行に備えていきます。そうすることで新規の労協法人への取得が増え、既存組織から労協法人への組織

変更の理解も進むと考えています。

これらをみんなで問い直し、魂を一致させていくことこそが「協同労働」の先駆者としての努めではないかと思います。

自分たちで考え、働き方、事業を自治する。こういった営みやコミュニケーションが権利の尊重や社会的対話につながり、人間らしい働きがいのある仕事を創り出し、そして主体的な市民を育てます。

主体的な市民は、そこで働くことに止まらず、地域活動や社会運動へ参画していくことでしょう。そんな人々が増えることで、豊かで暮らしやすいまちづくりがもっともっと進みます。

労働者協同組合には主体的な市民を生み出すインキュベーターの役割を担いながら、多様な人々や団体との協同、そして共生の実現を期待するとともに、これまで見たことが無い景色を創り出し、社会的な変化が始まることを展望したいです。